

令和6年鉾田市農業委員会11月定例総会議事録

日 時	令和6年11月25日(月) 午後2時00分					
場 所	市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
	事 務 局	鬼沢局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長				
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	22番 井川 栄 23番 箕輪 美代子					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について					

	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事務局 定刻となりましたので、令和 6 年銚田市農業委員会 11 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶を頂戴します。よろしくお願いします。 会 長 どうも皆さん、こんにちは。お疲れのところ、本当に毎月の定例総会に参加くださいますありがとうございます。今、国のほうはトップが替わって、石破総理が、今朝もニュースで、初めて参加するのに、各国の総理だとか首相が挨拶に来るのに自分で座っていて握手するような、マナーが悪いとかなんとかといういろいろな指摘があったし、また国内においては、兵庫県知事が SNS で大分たたかれているような、そういう中で、国内も大分混乱している。我々にもまたあと直接関係がある 103 万円の壁ということで、大分議論されているところではございますけれども、やはりあれを撤廃して 173 万円にすると、かなり県なり市のほうの予算が、交付税が交付金がかかなり減って、やはり混乱するというところで、大分今議論されている中で、我々もこうやって毎日農業委員会の定例総会で、一応農業に関することを国でどのような指針をとということで、私たちに課せられている今の問題は、やはり色分けしてこれからの日本の農業をどうして持続可能な農業にするかということで、日々皆さんに、また推進委員の方にも頑張ってくださいながら、将来像を描きながら国の指導で動いているところではございます。 そういう中で、銚田市は第一本命が農業でございますので、やはり日本一の農業の銚田市にするということで、非常に農業委員の方も耕作放棄地並びにいろいろ家族経営協定なりを結びながら、少しでも生産高を上げながらということでやっております。 サツマイモにおいても、ここ値段がずっと右肩上がりで上がっているということで、今まではかいつかポテトがカルビーの子会社になって、幾らかサツマイモも高く買い集めたというけれども、今度はカゴメも何かサツマイモに挑戦するような話をちらっと聞きました。それで、カゴメの買取り価格が、またこれもかなり行くよう
--	---

事務局 議長	な金額で買い取ってくれるような話を聞いたから、「俺もそれ初めてだな」とは教えてくれた人にはこの前言ったのだけれども、そういう中でこれだけサツマイモが必要があって、大手企業が参入しながら、値段が右肩上がりで上がっているということは、我々農業者にとっては一番いいことだと思います。やはりそれがやりがいのある農業で、将来の展望が明るいのではないかなと思っております。 そういう中で、ひとつこれからも皆さんに耕作放棄地を少しでもなくしながら、また農業行政に関してもいろいろな知恵を出し合いながら、銚田市の農業の発展のために頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 あと、挨拶の中ではございますけれども、先日、大野のふれあいセンターで皆さんに集まりのほう、いろいろ最後までご参加くださりましてありがとうございました。銚田市の農業委員の方が一番多く集まっていたいただきましたので、本当に心強かったです。本当にありがとうございました。 また、あと来年の1月12日に賀詞交換会がニュー麻生で16時からやるということで、やはりこれも正月で忙しいとは思いますが、一応ある程度の市に携わる我々も参加して、皆さんで意見交換する場だと考えていただきながら参加していただければなと思っておりますので、改めて案内状のほうが届くと思っておりますので、そのときはひとつよろしくお願いします。 簡単な挨拶でございますけれども、これからも一応今から慎重審議していただきながら進めたいと思います。本日はありがとうございます。 ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定によりまして会長が当たることになっておりますので、議事進行を飯岡会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。 それでは、ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
----------------------	---

議	長	異議なしと認め、会期については本日１日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、２２番 井川栄 委員、２３番 箕輪美代子 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 １５番 窪伸衛委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	それでは、これより議事に入ります。 (議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第１号 「農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号１番から番号１４番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局		番号１番から番号１４番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては、１４件、地目、田６筆、畑４０筆、計４６筆。面積は７万４、２６２平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買１０件、普通贈与２件、使用貸借１件、区分地上権１件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第３条第２

議長 宇佐見達夫委員	項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。 3番、宇佐見です。1番、2番関連があるので、一緒に説明します。 申請番号1番、譲渡人、[REDACTED]さん、譲受人が[REDACTED]さん個人となります。今回は、2018年に初許可、2021年に1回目更新された営農型太陽光発電の2回目の更新となります。前回更新までは下部の農地を会社として耕作していましたが、今回は[REDACTED]さん個人が認定農業者ということで、10年間の申請が可能なので、今回は個人の申請となりました。 申請番号2番につきましては、前回の更新に引き続き、[REDACTED]にて営農型太陽光発電設備を行うということでの申請となります。発電設備もきれいに設備されており、サキキも今年初出荷をしたとのことでした。実績も聞いていますので、8月28日に[REDACTED]に250キロ、9月27日に[REDACTED]に500キロ出荷をしたということでした。問題ない案件かと思しますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長 海東一委員	それでは、番号3番について地元委員の説明を求めます。 申請番号3番について説明いたします。 受人、[REDACTED]さんと譲渡人、[REDACTED]さんは知人の関係でございます。このたび、[REDACTED]さんが農業経営拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。[REDACTED]さんは稲作を中心とした農家であり、経営面積も250アールあり、熱心に取り組んでおります。稲作を増産するため申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思しますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 平沼要司委員	続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。 8番、平沼です。申請番号4番についてご報告をいたします。

	譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、不動産関係の紹介ということでございます。不動産屋さんからということです。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■■■■さんは、作物、サツマイモ、ゴボウなどを中心とした農家であり、経営面積も11ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため、申請地を取得をしたいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。
長峰克巳委員	9番、長峰です。5番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび、■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったそうです。■■■■さんは、主にサツマイモ、ゴボウなどを中心とした農家であり、経営面積も6.6ヘクタールあります。これからもゴボウ、サツマイモなどを中心として増産するため、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	18番、海老原です。番号6番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは兄弟の間柄でございます。この畑は、■■■■さんの家に隣接しており、家族菜園で野菜を作りたいということです。申請について何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫修一でございます。番号7番についてご説明したいと思います。 場所は、■■■■小から西に向かって300メートルくらい来た場所

	なのですけれども、■■■■の■■■■さん宅は、■■■■の近くなのですけれども、■■■■さんという方は、農家を始める前に■■■■の■■■■さんというおうちで農業を実践というか実習してしまして、その■■■■さんという人が農業をやめるということで、今まで多く作っていた、借りていた畑とかそういう畑を全部■■■■さんに任すからということで、今度売買することになった、以前に隣の畑も借りていて、買うことになっていたのですけれども、この■■■■さんの畑も借りていたのですけれども、もう今度買ってくれということになって、ではついでに買いますかということになって売買になったといういきさつであります。■■■■さんのお宅は、以前は家族経営の農家でしたけれども、今は何人使っているのと聞いたら、１０人くらいで、家族も４人くらいいますから１４人くらいで回していますと。芋掘り機械も３台あるというお話でしたので、かなりの面積を、この５町歩とか問題ではなく、何十町歩も作っているようです。ここに書いてありますように、ジャガイモ、サツマイモ、大根などたくさん作って、また芋掘りも終わっていないという話でした。何ら問題ない案件と思われますので、よろしくご審議ください。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号８番について地元委員の説明を求めます。 ４番、菅谷です。８番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは同地区の知人です。■■■■さんは、■■■■さんに長い間、田の作付を頼んでいたとのこと。このほど、■■■■さんが農家をそろそろもう終わってもいいのではないかとということで■■■■さんに相談したら、買い取ってもいいという話がまとまったそうです。■■■■さんは引き続き稲作をするとのこと。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長 永井司委員	続きまして、番号９番について地元委員の説明を求めます。 ５番、永井です。９番について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは近所の間柄でありまして、このたび■■■■さんが勤めておりまして畑作を作れないということで、隣の畑の持ち主である■■■■さんに譲って農家を縮小したいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議長 菅谷美尚委員	続きまして、番号１０番について地元委員の説明を求めます。 ４番、菅谷です。１０番についてご説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは同じ地区の知人だそうで

	す。相続で得た農地を■■■さんとの間で売買の話がまとまったそうです。■■■さんは、サツマイモ、葉物を中心とした農家さんで、買い取った農地にサツマイモを作付するとのこと。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長 関根薫委員	続きまして、番号１１番から番号１３番について地元委員の説明を求めます。 １７番、関根です。１１番について説明いたします。 私、１１番から１３番までの受人は共通の同じ方なのですが、その辺ちょっと略するところもあると思いますが、説明いたします。 渡人に■■■さんと受人の■■■さんは知人の間柄でございます。長年にわたってサツマイモを栽培をしております。受人の■■■さんは■■■さんの畑を、親が亡くなりまして相続の後、もともと会社に勤めていまして畑を作らないということで、そのまま買ってほしいという要望がありまして、売買が円満にまとまったようです。以上のことから、地域との調和の要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法３条２項において権利移動に係る要件においても問題ないと考えられますので、ご審議をお願いいたします。 続いて、１２番について説明させていただきます。渡人、■■■さんと受人、■■■さんは知人の間で、１１番の■■■さんとは親族の間柄です。やっぱり同じように畑を長く作っております。買ってほしいという要望で売買が円満にまとまったようです。以上のことから、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法３条２項において権利移動に係る要件においても問題ないと考えられますので、ご審議のほどお願いいたします。 続いて、１３番について、■■■さんと受人、■■■さんとは、やっぱり知人の間柄でございます。■■■さんの畑をやっぱり同じように長く作っております。この畑も数珠つなぎの畑なのです。以上のことから、地域との調和要件においても支障ないと考えられますので、つきましては農地法３条２項において権利移動に係る要件についても問題ないと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 梶間幸一委員	続きまして、番号１４番について地元委員の説明を求めます。 ２４番、梶間です。１４番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親戚の間柄でござ

		(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議	長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号1番、申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、田、面積717平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。転用施設、駐車場717平方メートル。事由、飲食業を営んでおりますが、駐車場が手狭なため申請地に新たな駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
梶間幸一委員		24番、梶間です。1番についてご報告いたします。 去る11月15日に24番、梶間委員、1番、新堀委員、5番、永井委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的な存在の農地であり、農地区分を第1種と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断したので、ご報告いたします。
議	長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
井川栄委員		22番、井川です。現況調査の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図は1ページの左側になります。北側に XXXXXXXXXX 広場のグラウンドがありまして、県道16号線からグラウンドに入る入り口のちょうど角に申請地があります。申請人の XXXXXXXXXX さんは飲食業を営んでおりまして、元から駐車場としては狭かったのですが、手狭なために転用して駐車場に整備したいということでありまして。 XXXXXXXXXX さんは、以前はハウスで野菜などを作っていましたが、高齢なために今は飲食業に専念しているようです。問題ない案件と思われる

	ますので、よろしくご審議のほどをお願いします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫でございます。田んぼに土を入れて、畑ではなく店舗にするのですか。
井川栄委員	駐車場です。
大貫修一委員	駐車場。駐車場のこの土というのはどこから持ってくるのでしょうか。分からないですか。
井川栄委員	土は以前に申請してあって、これはもう申請済みの、土は以前は田んぼで低かったのですけれども、委員会に申請が上がりまして、土はどこの土を持ってきたかということは、私はっきりは把握していないのですけれども、今現在、道路面と同じような高さに土が盛られています。
大貫修一委員	分かりました。ありがとうございました。
議 長	そのほかにございませんか。質疑ないですか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積956平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。転用施設、長屋住宅245.18平方メートル。事由、申請地の周辺には

議 長 新堀隆委員	住宅が立ち並び、買物等の利便性がよく住環境がよいため長屋住宅を建設したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 現況調査員の調査報告を求めます。
議 長 齊藤新一委員	1 番，新堀です。2 番についてご報告いたします。 場所については、地図 1 ページの右側になります。詳細については地元委員さんをお願いします。申請地は、農地の中に住宅が点在する集団的に接続している第 1 種農地になります。長屋住宅として全体的に許可される環境にあります。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3 人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。 以上です。 それでは、地元委員の説明を求めます。
議 長 齊藤新一委員	1 3 番，齊藤です。申請番号 2 番についてご説明いたします。 場所は、地図 1 ページの右側になります。鉾田市内から県道 1 1 0 号線を北上し、XXXXXXXXXXというラーメン屋さんの角を右折して 1 キロぐらい行ったところの右側になります。このたび申請人、XXXXXXXXXXさんが申請地にXXXXXXXXXXという建築会社をお願いして貸しアパートを造るということです。ということで、農地転用に申請をされたということです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号 2 番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号 2 番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号 2 番を申請どおり許可と決定いたします。

議 長 事 務 局	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号3番、申請地、XXXXXXXXXX，地目、畑，面積999平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施設、長屋住宅，254.65平方メートル。事由、申請地の周辺には住宅が立ち並び、買物等の利便性がよく住環境がよいため長屋住宅を建設したい。詳細につきましては、現地調査意見を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 梶間幸一委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 24番、梶間です。3番についてご報告をいたします。 場所については、2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在であり、農地区分は第1種と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長 関根薫委員	地元委員の説明を求めます。 17番、関根です。3番について説明いたします。 地図2ページの左側になりまして、国道51号、XXXX交差点入り口から西側に向かって1.5キロぐらい進んだ交差点に常磐地内のXXXXXXXXXXを右側に曲がりまして、その地点から200メートルぐらい進んだところの舗装道路に面した右側に当たります。隣は、隣接している住宅が立ち並んでいます。畑を今回自己住宅ということで転用要望がされました。何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長 事 務 局	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号1番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積1,006平方メートル。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転用施設、貸駐車場1,006平方メートル。事由、病院を経営しておりますが患者数の増加に伴い駐車場が不足しているため、病院に隣接する申請地に貸駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 新堀隆委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 1番の新堀です。番号1番についてご報告いたします。 場所は2ページの右側になります。XXXXXXの脇にXXXXXXがあるのですけれども、そのXXXXXXの後ろのXXXXXXの駐車場で、その下のほうになります。詳細な説明は、地元委員さんお願いいたします。申請地は、住宅に囲まれた施設にあり、集団性の低い農地であります。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告します。 以上です。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	19番、大貫であります。現地調査員の皆さん、どうもご苦労さまでございました。また、新堀さん、詳しく説明していただきましてありがとうございました。新堀さんが言いましたように、 の脇に があります。コンビニです。その の前に、昔 があったという、そういう話です。その があったときには、現地は で使われていたという話を事務長をしている さんという方から聞きました。現地は、駐車場に使われている場所より1段低くなっており、また駐車場にするのには土を入れなくては駄目だなという感じを持ちました。この さんという方は の院長でありまして、今 の前の庭先なんかも駐車場が狭く、CTの大型バスとかトラックが入ってきた場合は、とても駐車場としてはいずれも使えなくて、今現在この隣で使われている駐車場もいっぱいになっている状況でありまして、 でもその さんという方の土地を求めたい意向でありました。何ら問題ない案件と思われるので、よろしくご審議ください。ありがとうございました。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、使用貸借。申請地、 、 地目、畑、面積340平方メートル。同じく 、地目、畑、面積44平方メートル。計2筆、384平方メートル。使用借人、 、 。使用貸人、 、 。転用施設、自己住宅、99。

	37平方メートル。事由、現在アパートに住んでいるが、子供の成長に伴い手狭になったので自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてご説明お願いいたします。
梶間幸一委員	24番、梶間です。2番についてご説明いたします。 場所については、後ほど地元委員ということでご説明いたします。申請地は、集団的に存在する農地であり、農地区分は第1種と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。 続いて、地元委員として説明いたします。場所は、3ページの左側を御覧ください。国道51号線を水戸方面へ向かい、[]の信号を左に曲がり、300メートルぐらい行ったところの[]の反対側になります。譲渡人、[]さんと譲受人、[]さんは親子の関係でございます。このたび、譲受人、[]さんが現在アパートに住んでいるのですけれども、子供の成長に伴い手狭になったということで住宅を建築したいということで、貸借契約が円満にまとまったということでございます。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。

事務局	番号3番, 権利, 贈与。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積416平方メートル。同じく[REDACTED], 地目, 畑, 面積81平方メートル。計2筆, 497平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 自己住宅103.51平方メートル。事由, 現在アパートに住んでいるが, 子供の成長に伴い手狭になったので自己住宅を建築したい。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 永井司委員	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。 5番, 永井です。3番について報告いたします。 去る15日に現況調査をしてまいりました。場所は, 3ページの右側になります。詳細につきましては, 地元委員さんをお願いしたいと思います。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断してまいりましたので, 報告いたします。
議長 菅谷美尚委員	それでは, 地元委員の説明を求めます。 4番, 菅谷です。3番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様, 大変ご苦労さまでした。場所は, 地図3ページ右側になります。梶山の[REDACTED]信号機を[REDACTED]方面に向かい約2.2キロ地点を右折, 400メートル左側になります。譲受人, [REDACTED]さんと譲渡人, [REDACTED]さんは親子の関係です。[REDACTED]さんがアパートに住んでいますが, 子供の成長に伴い手狭になったため, 実家の民地に自己住宅を開設することです。問題のない案件と思われるので, よろしくご審議お願いいたします。
議長	それでは, 番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]の一部、地目、畑、面積2.10平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.28平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.26平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.29平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.28平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.26平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、地目、畑、面積0.29平方メートル。計7筆、3.76平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表社員、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]、代表社員、[REDACTED]。転用施設、営農型太陽光発電設備3.76平方メートル。事由、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。下部作物、サカキ。許可の日から10年間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
新堀隆委員	1番、新堀です。4番について報告いたします。 場所については、地図4ページの左側になります。詳細については、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にありますが、一時的な転用であるため、許可と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。 以上です。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。4番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図4ページ左

議長	前，確認年月日，令和6年11月15日。非農地証明となります。 以上でございます。
永井司委員	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。 5番，永井です。1番，2番について説明いたします。 場所は，4ページの右側になります。現地確認したところ，現在， 両方とも山林という形でございました。3人の総合意見として農地 証明の交付は可と判断しましたので，報告いたします。
議長	それでは，地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番，菅谷です。1番，2番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様，ご苦労さまでした。地図は4ページの右側に なります。1番は[REDACTED]のところから鉾田方面に向か う農免道路があるのですが，その入り口を入らず，それより先10 メートルぐらいの左側になります。そして，2番目ですが，国道5 1号線から[REDACTED]入り口1つ手前の信号を右に曲がりまして，2 00メートルぐらいの左側の位置になります。この[REDACTED]さんです が，贈与でもらった土地です。耕作することなく今日に至っており ます。両方とも木々が多くなっており，耕作は今の状態では無理 のため，非農地として問題ないと思われますので，よろしくご審議 のほどお願いいたします。
議長	それでは，番号1番，番号2番について質疑に入ります。質疑を 許します。 はい，どうぞ。
大貫修一委員	19番，大貫です。耕作放棄地になって木が大きくなってしまっ ているという話ですが，この木が大きくなって周りに悪影響はない のですか。
菅谷幸子委員	一時は木を切ったこともあるそうなのです。ですが，今はそのま まの状態，どちらかといったら，この地図にもありますけれども， 一つは四角っぽい畑で，もう一つは細長くて，隣は駐車場みたくな っていてという感じの土地でした。
大貫修一委員	こういう場所というのは，あまりほかの人に迷惑をかけないよう に，今度農地ではなくなると思うのですけれども，木を挟んでくれ とかそういうふうにするのは，農業委員会ではなく何でやるのでし ょうか。市役所をお願いするほかないかね。柏熊の土地なんかも，

	うちより毎日通っている道も枝がこうなっていて、自分で地元の人が切れないから、市役所に来てくれと言っても全然やってくれないし、通るたびにバックミラーがサイドにぶつかっている状態になっている。これは誰がこういうのは言うのですか。質問。
議 長	事務局、どうぞ。
事 務 局	こちらについては、要件によって担当部署が変わってくるのですが、道路用地にかかっている場合は、道路として通行する範囲の中に張り出している枝等は、道路建設課のほうで資料については管理することになっていますので、道路建設課のほうにお話ししていただければ、通行に支障がある範囲の部分についての枝の剪定等を行っています。 一方で、個人の農地との境界を越えて枝が張り出していたりするケースの場合なのですが、こちらについては、あくまで基本的には土地所有者が管理をする義務を負う形になるのですが、きちんと適正に管理をしてくださいということで、生活環境課のほうにお願いをすると通知を送っていただくことができます。ただし、強制をすることはできないので、基本的には通知を出して、地権者さんが対応するかどうかというお話になるので、必ずしも通知を出したからといって枝の剪定等してくれればというお話にはならないので、その点だけちょっとご注意くださいかなと思います。 以上です。
大貫修一委員	何でも20年も作らないで非農地証明にするのは簡単ですけども、やっぱり農地は農地で誰かに作ってもらおうとか、そういうふうにしたほうがいいと私は思います。ありがとうございました。
議 長	そういうことで、私も現地をちょいと見てきましたけれども、面積が面積で、小さくて畑にはとてもではないがならないもので、周りの畑の方が、ある程度は自分で少し多めに刈り込んでいくような、そんな感じでございます。面積がもう少し広ければ借りる人もいるのでしょうかけれども、何せ細長くて耕作できないような畑だから、本当は隣接している人らに買ってもらおうか何かしてもらおうのが一番いいのだろうけれども、この人も贈与でなかなかこのままにしておいて本当はまずいのはまずいのだけれども、やっぱりどうにもならないことなのだと、これは。そういうことも改めてこれからは議論の対象になると思いますから、今後皆さんで十分みんな見守っていきたいと思います。 そういうことで、そのほか質疑のほうどうでしょうか。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番、菅谷です。5番についてご説明いたします。 場所は、地図5ページ右側になります。県道8号線、鹿行大橋交差点を鉾田方面に向かい約1.5キロ地点右側になります。現地は道路と山の間に挟まった日当たりの悪い細長い土地です。自分が知る限りでは、もう40年以上も資材置場になっていたと思われます。農地にするのは難しいと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	すみません、毎度毎度。農地を何も作らないで置いて木が生い茂ってしまい山林になった場合などは、20年たてば非農地証明が出るという話を聞きましたけれども、こういうふうに資材置場に勝手に使っておいて、非農地になるのが何年くらいたったらこういうことができるのでしょうか。勝手にこんなに使っておいて。
議 長	では、事務局のほう。
事 務 局	基本的には非農地証明の要件というのは、山林であっても雑種地であっても同じく20年というふうに記載されておりますので、その地目によって年数が変わるわけではございません。 以上です。
議 長	そういうことです。
大貫修一委員	すみません、農地に例えば資材置場なんかにしても、ずっと置いておけば罰則もなく資材置場に変更することができるのでしょうか。
事 務 局	基本的に農地を農地以外の形で利用するというのは、農地法に違反するという形になるので、是正の指導をしなければいけないのですけれども、こちらについても鉾田市の全ての農地が違反しているかというのを全て把握しているわけではないというのもありまして、基本的に違反の通報等あった場合は、農業委員会のほうで現地調査を行って是正追認等の申請をするような形で現状やらせいただいているのですが、非農地証明の基準のほうで20年以上、以前から農地以外で活用していたという場合には、是正責任ではなくて

		非農地証明という形で諮って、農業委員会のほうで承認されれば、一応地目変更のほうが可能というふうな運用をしているのが現状となっているので、本来であれば全て是正追認、大貫委員がおっしゃるようにやるべきではあると思うのですが、そういった申請が来た場合には、非農地証明で地目が変わるということも対応しているのが現状となっております。 以上です。
大貫修一委員		ありがとうございました。よく分かりました。
議 長		それでは、そのほか質疑のほうどうでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。番号5番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第5号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)
議 長		続きまして、議案第5号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。
議 長		番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局		番号1番、土地の表示、XXXXXXXXXX，畑，823平方メートル。願出人、XXXXXXXXXX，XXXXXX。こちらは公売になりまして、入札期日、令和6年11月27日、開札期日、

議 長	令和6年11月27日となっております。 以上でございます。
永井司委員	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。 5番、永井です。議案第5号の証明願につきまして説明いたします。 ■■■■さんは、サツマイモ、トマトを大規模にやっている農家でありまして、現在、外国人さんを10人以上使いながら大規模に農業をやっておりまして、公売に参加する資格が十分にあると思いますので、ここに証明書を発行することを可と判断しましたので、よろしく審議をお願いしたいと思います。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。 (議案第6号 農用地利用集積計画の決定について)
議 長	続きまして、議案第6号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議 事 局	長	事務局に説明させます。
		申請件数につきましては、１１件、合計で１８筆、面積３万８、１７７平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借１６筆、使用貸借２筆となっております。内訳につきましては、新規５筆、再設定１３筆となっております。 以上でございます。
議	長	それでは、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、１９番、大貫修一委員の退席を求めます。 (１９番 大貫修一 委員退室 午後３時１３分)
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第６号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
議	長	１９番 大貫修一委員の入場を認めます。 (１９番 大貫修一 委員入場 午後３時１６分) (議案第７号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議	長	それでは、議案第７号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。

議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画（案）において、意見を求められています。申請人につきましては4名、筆数は4筆で、合計面積は8,119平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。令和6年11月25日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	4件の届出がございました。8筆で合計面積は2万5,657平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。

		(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議	長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務	5件の届出がございました。19筆で面積につきましては合計で5万510平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
		(報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議	長	続きまして、報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事	務	法務局より3件の照会がございました。番号1番、1筆で地目、畑から雑種地への変更。番号2番、1筆で地目、畑から宅地への変更。番号3番、2筆で地目、畑及び田から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和6年10月29日、令和6年11月5日、令和6年11月15日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議	長	以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議	長	続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。

事務局	事務局，どうぞ。 その他ということで，まず12月20日の推進大会について，11月15日までに欠席と自家用車で行かれる方のみについて事務局に報告していただくように先月の総会時に決めていただきました。今のところ，自家用車が2名と欠席1名ということでご連絡があったのですが，ご連絡をくださらなかった方は皆さんバスでよろしいかということの確認と，あと万が一，自家用車で行かれる予定で連絡しなかった方がいらっしゃる場合は，バスの運行などに支障が出てしまいますので，また茨城県農業会議のほうに自家用車の台数も報告することになっているので，確認のため，連絡をくれた方を含めて，自家用車で行かれる方の確認をしたいのですけれども，よろしいでしょうか。もし行かれる方，手を挙げてもらえると。自家用車の方。では，すみません，ありがとうございました。バスの人数とか全て確認できましたので，よろしくお願いします。 あと，今，大貫委員さんからお話があったのですが，お昼のほうは出ませんので，早めにお昼のほうを取っていただいて，出発する時間のほうは，決まりましたら通知のほうをいたしますので，よろしくお願いします。 (お昼用意してくれるんだの声あり)
事務局	早めに食べていただければと思います。 あと，続きまして，11月13日の鹿島地区研修大会で欠席された方につきましては，資料のほうを机のほうに置いておりますので，後で御覧いただければと思います。 あと，お手元に来年の農業委員会の手帳のほうを配付しておりますので，お使いください。 あと，連絡事項として，続きまして，農業委員，推進委員の改選に関してなのですが，12月20日から1月16日まで農業委員，推進委員の推薦と公募の募集期間となっております。まだ推薦者のほうが決められていない地区がもしある場合には，早めに区長さんのほうに決めていただければということで，伝えていただきたいと思います。また，公募の方も同じ期間中になりますので，よろしくお願いします。 あと，最後にすみません，本日の6時から忘年会のほうがありますので，会費につきましては，帰り事務局のほうにお願い，私のほうにお持ちいただければと思います。 以上となります。
議長	そうということで，今，事務局の説明のほうあったと思いますけれど

	ども、皆さん分かりましたか。
大貫修一委員	聞き逃したのだけれども、何時集合でしたか。
事務局	20日はバスの都合を確認して、それで通知のほうを出しますので、すみませんけれども、お願いします。
議長	どうですか、そのほか分からない点がありましたらば。大丈夫ですか。大丈夫だね。 (発言なし)
議長	では、事務局からまた。
事務局	すみません、皆さんの資料のほうに緑色の「農地を相続したときは届出が必要です」というチラシを配付させていただいているのですが、先ほどもあった12月の座談会でも、今まで開催していた段階でも説明はしているのですけれども、今後農地を相続したときは、こちらきちんと届出をしないと過料になるということで、法律が変わりましたので、かなり地区でも相続登記等されていない方はいらっしゃるのではないかなと思いますので、地元の方とかにも委員さんのほうから相続登記をするような周知のほうをお願いしたいと思いますので、一応相続の発生からおおむね10か月以内に届出が必要となりますので、こちらのほう知らない方もたくさんいると思いますので、ぜひ周知のほうをご協力いただければと思います。よろしくお願いします。 以上です。
議長	そのほか何かありましたらばお願いいたします。どうでしょうか。
大貫修一委員	忘年会の会費は終わってから。
事務局	はい、帰りをお願いします。
議長	では、ないようなので、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、銚田市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。 午後3時27分 閉 会

	署 名 人 議長（会長）_____ 22番 委 員 _____ 23番 委 員 _____
--	---